

新	旧	備考
<p data-bbox="174 252 969 292">貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p data-bbox="555 316 981 344">平成13年4月1日 01-制度-00014</p> <p data-bbox="719 355 929 384">沿革（略）</p> <p data-bbox="577 394 981 422"><u>平成25年12月18日 一部改正</u></p> <p data-bbox="174 510 344 539">（付保対象等）</p> <p data-bbox="159 549 981 890"> 第1条 銀行等は、 年 月 日から 年 月 日 までの期間に締結した附帯別表第1に掲げる輸出代金貸付契約 及び仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）のすべ てについて貸付契約の締結後、<u>原則として、第1回貸出実行の</u> <u>前日までに日本貿易保険に対し保険の申込みをし、日本貿易保</u> <u>険は、当該申込みに基づいて保険契約が締結された貸付契約に</u> <u>ついて銀行等の受ける損失を、貿易代金貸付保険約款（以下「約</u> <u>款」という。）及びこの特約書の定めるところに従い、てん補す</u> <u>る責めに任ずる。</u> </p> <p data-bbox="188 900 981 1123"> ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約 について、貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書（平成 17年4月1日 05-制度-00017。以下「外貨建特約 書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この 特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責 めに任ずる。 </p> <p data-bbox="159 1171 454 1200">第2条～第17条（略）</p> <p data-bbox="159 1248 454 1276">附帯別表第1～3（略）</p> <p data-bbox="241 1327 333 1356"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="188 1366 801 1394"><u>この改正は、平成26年1月1日から実施する。</u></p>	<p data-bbox="1019 252 1814 292">貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書</p> <p data-bbox="1402 316 1827 344">平成13年4月1日 01-制度-00014</p> <p data-bbox="1565 355 1776 384">沿革（略）</p> <p data-bbox="1019 510 1189 539">（付保対象等）</p> <p data-bbox="1003 549 1827 890"> 第1条 銀行等は、 年 月 日から 年 月 日 までの期間に締結した附帯別表第1に掲げる輸出代金貸付契約 及び仲介貿易代金貸付契約（以下「貸付契約」という。）のすべ てについて貸付契約の締結後、<u>第1回貸出実行条件充足の日か</u> <u>ら1月以内かつ第1回貸出実行の前日までに日本貿易保険に対</u> <u>し保険の申込みをし、日本貿易保険は、当該申込みに基づいて</u> <u>保険契約が締結された貸付契約について銀行等の受ける損失</u> <u>を、貿易代金貸付保険約款（以下「約款」という。）及びこの特</u> <u>約書の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</u> </p> <p data-bbox="1032 900 1827 1123"> ただし、銀行等と日本貿易保険との間で締結する保険契約 について、貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書（平成 17年4月1日 05-制度-00017。以下「外貨建特約 書」という。）が付された場合は、日本貿易保険は、約款、この 特約書及び外貨建特約書の定めるところに従い、てん補する責 めに任ずる。 </p> <p data-bbox="1003 1171 1299 1200">第2条～第17条（略）</p> <p data-bbox="1003 1248 1299 1276">附帯別表第1～3（略）</p>	